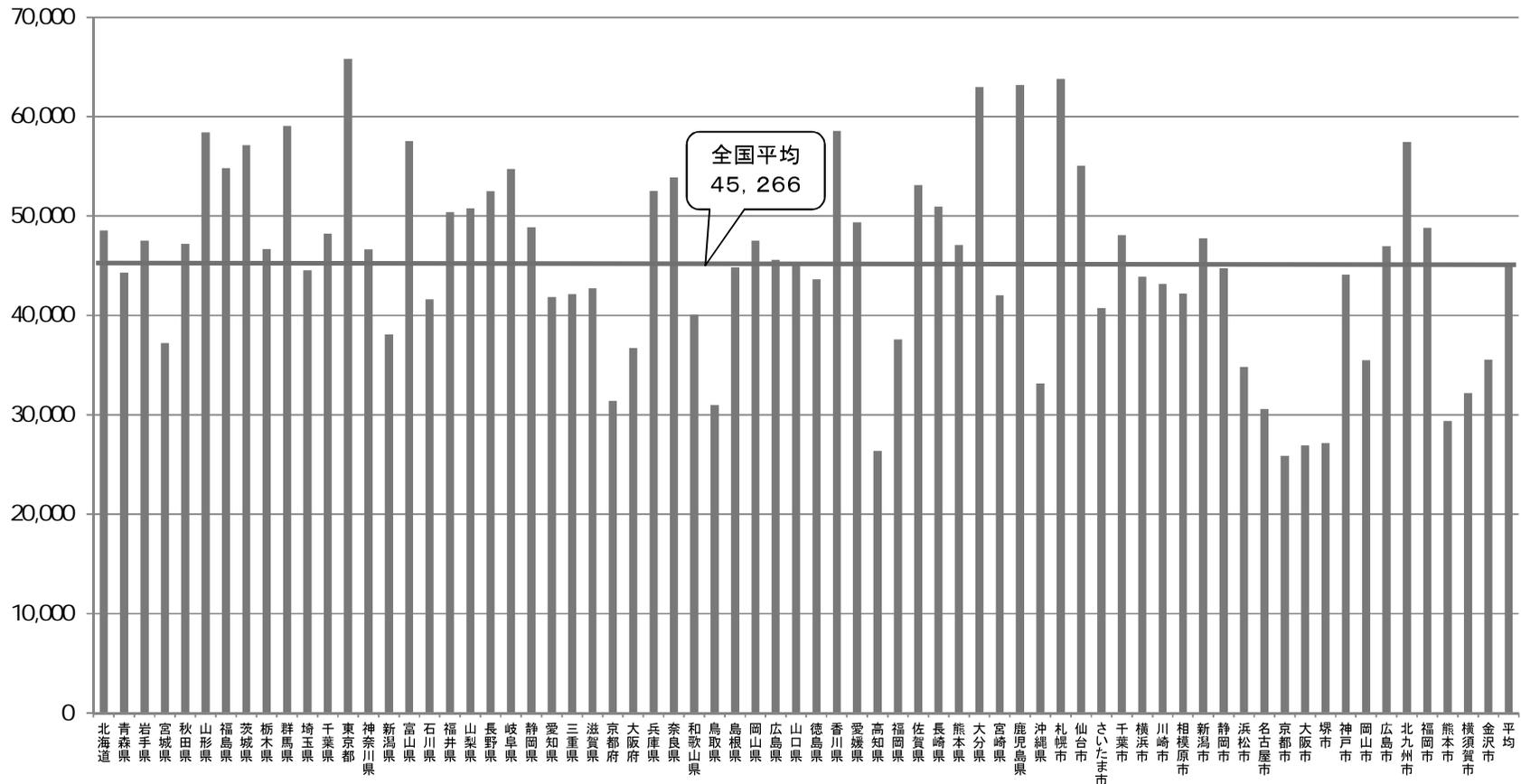


平成26年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(4~7万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4~7万 52 自治体
 4万未満 17 自治体



【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】